

見つめ直そう！わが家の

耐震対策

大規模地震に備え、安全なまちをつくるために、木造住宅の「耐震診断助成」や「耐震改修工事助成」、危険ブロック塀の「解体工事費用補助」など震災対策の支援を行っています。

木造住宅震災対策事業

(昭和56年5月以前に建築した戸建て住宅が対象)

①住まいの耐震診断を行きましょう

「木造住宅耐震診断助成事業」

専門家(耐震診断士)を派遣して、自宅の耐震診断を行います。

自己負担 8,300円

(診断費用148,300円/戸 市負担140,000円/戸)

※床面積が200平方メートルを超える場合は、問い合わせください

昨年度に引き続き、補助金を55万円から100万円に拡充します。

②改修工事を行きましょう

「木造住宅耐震改修工事助成事業」



補助対象

①の耐震診断助成事業で作成した改修計画に基づき耐震改修工事や建て替えを行う住宅および耐震改修と併せてそれ以外の工事を行う住宅

※年度内に完成するものに限ります

補助金額

耐震改修工事内容により、次のいずれかの額

(1) 耐震改修工事のみ実施の場合

⇒耐震改修費用の25分の16の額

(限度額80万円)

(2) 耐震改修+それ以外の工事(10万円以上)

⇒耐震改修費用の5分の4の額

(限度額100万円)

+それ以外の工事費用の2分の1の額

(限度額20万円)

最大15万円から30万円に拡充します。



危険ブロック塀等除却事業

道路沿いにある危険なブロック塀を除去しようとする場合に解体工事費用の一部を補助します。

補助対象

- ①道路に面したブロック塀であること
- ②危険と判定されたブロック塀など

ブロック塀実態調査

(市が行う調査で、「問題なし」から「要改善」までの5段階判定)

※要改善判定：補強または改修などの検討や除去することが望まれる

要改善判定の場合

ブロック塀解体工事

補助金額

工事金額の3分の2の額 (限度額1平方メートルあたり6千円、補助限度額30万円)

◆募集件数

木造住宅耐震診断助成事業	30件
木造住宅耐震改修工事助成事業	16件
危険ブロック塀等除却事業	10件

◆受付期間

5月7日(火)～令和2年1月31日(金)※先着順

◆安全なまちをつくりましょう

昭和56年(1981年)以前に建てられた住宅は、地震に対して倒壊しやすいことが分かっています。近年の東日本大震災、熊本地震の発生をみると、大地震はいつ起こるか分かりません。

安全なまちをつくるために、市の支援を利用し、建物の耐震対策に取り組みましょう。

問・申込 定住促進課指導係 ☎364-1126